

生態系モニタリング専門委員会の活動

「調査結果の公開方法」について

1. 第37回協議会の決定事項を踏まえた基本方針（案）

- 「重要種」の公開方法について、第37回協議会の決定事項を踏まえて委員会で協議した結果、以下の方針が合意されましたので提案します。

- 重要種情報の取り扱いに関する協議会への提案は、以下のとおりとする。
 - ・ 「地区全体での確認種リスト」（目標種・重要種ランク明示まで）と植生図を一般公開可とする。
 - ・ 生態系モニタリング専門委員と一般委員は同じ情報を共有することとする。
 - ・ 傍聴者に配布する資料とHPにアップして公開する資料においては重要種の位置情報を表示しない。また、傍聴に来ている方には、情報を発信しないようお願いすることとする。

<重要種情報の取り扱い（案）>

区分	現行	これから
生態系モニタリング専門委員	<ul style="list-style-type: none">・ 重要種の名称と位置を掲載した資料を配付しています。	<ul style="list-style-type: none">・ 重要種の名称と位置を掲載した資料を配付し、情報を共有します。・ プロジェクタによる映写で重要種の名称と位置を説明しています。
協議会一般委員	<ul style="list-style-type: none">・ 重要種の名称と位置を削除した資料を配付しています。・ プロジェクタによる映写で重要種の名称と位置を説明しています。	
傍聴者・HP用	<ul style="list-style-type: none">・ 協議会配布資料（重要種の名称と位置を削除した資料）を配付しています。・ プロジェクタによる映写で重要種の名称と位置を説明しています。	<ul style="list-style-type: none">・ 重要種の名称と位置を削除した資料を配付します。・ プロジェクタによる映写で重要種の名称と位置を説明しています。・ 傍聴に来ている方には、情報を発信しないようお願いします。

※協議会一般委員：協議会委員のうち、生態系モニタリング専門委員ではない委員

上記の方針に基づき細部の検討を行った結果の提案を4ページ以降に示します。



参考. 協議会設置要綱

荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 (6期)

第1章 総則 (設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布)第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。
2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務 (目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- 2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- 3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- 4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

第3章 委員 (委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

1. 公募による個人または団体若しくは法人の代表者
 2. 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
 3. 関係地方公共団体の職員
 4. 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。
- 3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、個人または団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意志を規定の書式により提出し、かつ資格条件を満たした場合に委員となることができる。

2 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1) 辞任
- 2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- 3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出しなければならない。

(解任)

第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。
2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長 (会長および副会長)

第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。

第5章 会議および専門委員会 (協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。
2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。

3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。
2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う

(守秘義務)

第15条 協議会委員は、協議会で知り得た生物に関する情報のうち、生態系保護の観点から、協議会が非公開とした情報を外部へ漏らしてはならない。この守秘義務は委員を辞した後も同様とする。

前回の協議会で、重要種に関する情報共有化を踏まえ、「守秘義務」が追加されました。

第6章 運営委員会 (運営委員会)

第16条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。

第7章 事務局 (事務局)

第17条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。

(事務局の所掌事務)

第18条 事務局は、協議会の庶務を行う。

第8章 補則 (要綱施行)

第19条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第20条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。

- 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。
1 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
8. この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

2. データの公開方法の細部の方針（案）

1) 「地区全体」：確認種情報の例

現行

生態系モニタリング
専門委員

重要種を含む全ての種の名称、確認位置を表示しています。

●△△、△△、△△等が確認されました。
⇒全体構想の「目標種」は△△が確認されました。
●特定外来種の△△が確認されました。

科名	和名	目録種	重要種	外来種	上池	中池	下池
○科	△△	全	環境・漁業		●	●	●
	△△				●	●	●
	△△			国内移入	●	●	●
	△△			漁業	●	●	●
○科	△△				●	●	●
	△△			特定	●	●	●
○科	△△			要注意	●	●	●
	△△				●	●	●
○科	△△			国外移入	●	●	●
	△△				●	●	●
○科	△△	全			●	●	●
	△△				●	●	●
○科	△△				●	●	●
	△△				●	●	●

【重要種凡例】 国：2012、県：2008
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)、絶滅危惧Ⅱ類(CR)、絶滅危惧Ⅲ類(EN)、絶滅危惧Ⅳ類(VU)、準絶滅危惧(NT1、NT2)、情報不足(DD)、絶滅のおそれがある地域個体群(LP)、地帯別危惧(RT)

変更なし

これから

生態系モニタリング
専門委員
協議会一般委員

重要種を含む全ての種の名称、確認位置を表示します。
また、新たに県条例の重要種を加えます。

●△△、△△、△△等が確認されました。
⇒全体構想の「目標種」は△△が確認されました。
●特定外来種の△△が確認されました。

科名	和名	目録種	重要種	外来種	上池	中池	下池
○科	△△	全	環境・漁業		●	●	●
	△△				●	●	●
	△△			国内移入	●	●	●
	△△			漁業	●	●	●
○科	△△				●	●	●
	△△			特定	●	●	●
○科	△△			要注意	●	●	●
	△△				●	●	●
○科	△△			国外移入	●	●	●
	△△				●	●	●
○科	△△	全			●	●	●
	△△				●	●	●
○科	△△				●	●	●
	△△				●	●	●

【重要種凡例】
●文化財保護法：1930
●文化財保護法：1930
●天：特別天然記念物、天：天然記念物
●種の保存法：1992
●国内：国内希少野生動物種、国際：国際希少野生動物種
●レッドリスト…国：2012、県：2011 (旧2005)
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)、絶滅危惧Ⅱ類(CR)、絶滅危惧Ⅲ類(EN)、絶滅危惧Ⅳ類(VU)、準絶滅危惧(NT1、NT2)、情報不足(DD)、絶滅のおそれがある地域個体群(LP)、地帯別危惧(RT)
●県条例：2000
条例

変更あり

協議会一般委員

コメントで重要種が含まれる部分を非表示とし、
重要種を含むリスト全体を非表示としています。

●△△、△△、△△等が確認されました。
⇒全体構想の「目標種」は△△が確認されました。
●特定外来種の△△が確認されました。

非公開

非公開

【重要種凡例】 国：2012、県：2008
絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)、絶滅危惧Ⅱ類(CR)、絶滅危惧Ⅲ類(EN)、絶滅危惧Ⅳ類(VU)、準絶滅危惧(NT1、NT2)、情報不足(DD)、絶滅のおそれがある地域個体群(LP)、地帯別危惧(RT)

2. データの公開方法の細部の方針（案）

1) 「地区全体」 : 植生図の例

現行

生態系モニタリング
専門委員

植生図を表示しています。

●△△、△△、△△等の群落を確認されました。



● 協議会一般委員

重要種の群落が含まれるため、凡例を非表示としています。

●△△、△△、△△等の群落を確認されました。

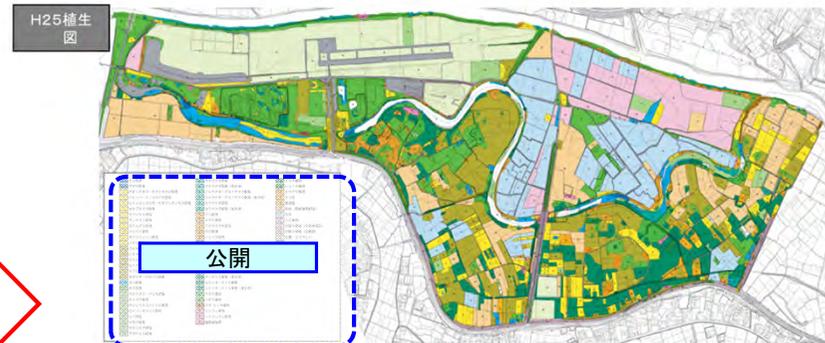


これから

- 生態系モニタリング
専門委員
- 協議会一般委員

植生図を表示します。

●△△、△△、△△等の群落を確認されました。



【備考】

今後、注意が必要と考えられた群落については、その時点で公開可否を再検討します。その際、重要種のみならず、重要種の存在が容易に類推できる情報も合わせて非表示を検討します。

変更なし

変更あり

3. データの公開方法の細部の方針（案）

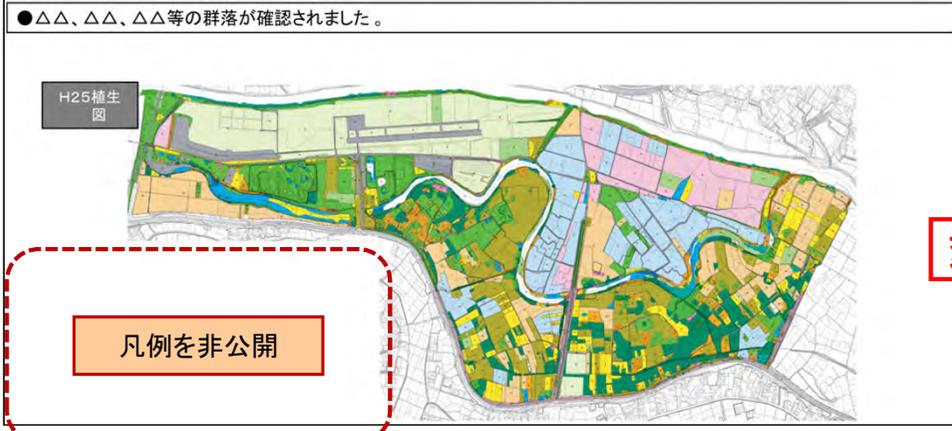
1) 「地区全体」 : 植生図の例

現行

- 傍聴者・HP用

重要種の群落が含まれるため、凡例を非表示としています。

●△△、△△、△△等の群落が確認されました。



H25植生図

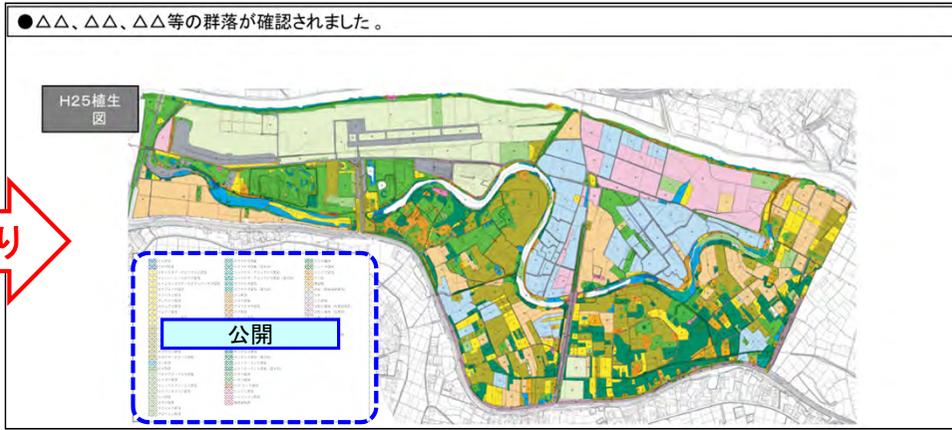
凡例を非公開

これから

- 傍聴者・HP用

植生図を表示します。

●△△、△△、△△等の群落が確認されました。



H25植生図

公開

変更あり

【備考】
今後、注意が必要と考えられた群落については、その時点で公開可否を再検討します。その際、重要種のみならず、重要種の存在が容易に類推できる情報も合わせて非表示を検討します。

<要協議事項> 「整備地」の植生図の取り扱い

- 傍聴者・HP用

整備地の植生図：上池旧流路整備地の例

重要種として「ヒシ」があります
(「地区全体」植生図でも表示されています)



凡例

※この図はイメージです。

「地区全体」は1:5,000で表示できる精度で作成しており、およそ5m規模の群落が表示されています。
「整備地」は1:300~1:1,200で表示できる精度で作成しており、およそ1m規模の群落が表示されています。

「整備地」や「特定の場所」などの管理上重要で「地区全体」より詳細なスケールとなる植生図は非公開とする方針を提案します。

①地区全体と同様に公開



②-1 凡例を非公開



②-2 植生図を非公開



3. データの公開方法の細部の方針（案）

1) 「地区全体」：希少猛禽類の例

現行

生態系モニタリング 専門委員

確認された種、位置を表示しています。
(例は調査目的外のトビックスとしての報告)

●○池で「目標種」のサシバが確認されました。
●確認日：平成〇年〇月〇日
●確認個体数：〇個体

【〇池】 確認範囲 (行動：〇〇〇)

※この図は本日協議用に情報を非表示としています。実際の委員会では位置情報、個体情報を提示しました。

協議会一般委員

モニタリング報告の一環ではなく、「広報用写真募集」として写真を紹介しています。

5. 広報用写真の募集

●委員より、「荒川太郎右衛門地区自然再生」の魅力を発掘し、広く周知していく必要があるとの意見をいただいております。「荒川太郎右衛門地区自然再生」の魅力発掘の第一歩として、協議会の委員の為に「荒川太郎右衛門地区自然再生」の魅力ある写真の募集を実施したいと考えています。

●協議会委員を対象として、魅力のある写真募集を行うことをご提案します。

●このような情報発信により、協議会・荒川太郎右衛門地区への関心を呼び込み、組織作りへつなげていくことを願っています。

例)

これから

- 生態系モニタリング専門委員
- 協議会一般委員

変更なし

確認された情報を表示します。

●○池で「目標種」のサシバが確認されました。
●確認日：平成〇年〇月〇日
●確認個体数：〇個体

【〇池】 確認範囲 (行動：〇〇〇)

※この図は本日協議用に情報を非表示としています。実際の委員会では位置情報、個体情報を提示しました。

変更あり

【繁殖情報について】

- 希少猛禽類については、飛来しただけなのか当地で繁殖しているのかの違いは、事業の効果を判断する上で重要な情報であるため、今後、詳しいデータが収集され議論の対象となる可能性があります。

3. データの公開方法の細部の方針（案）

1) 「地区全体」：希少猛禽類の例

現行

- 傍聴者・HP用

モニタリング報告の一環ではなく、「広報用写真募集」として写真を紹介しています。

5. 広報用写真の募集

- 委員より、「荒川太郎右衛門地区自然再生」の魅力を発見し、広く周知していく必要があるとの意見をいただいております。「荒川太郎右衛門地区自然再生」の魅力発見の第一歩として、協議会の委員の方に「荒川太郎右衛門地区自然再生」の魅力ある写真の募集を実施したいと考えています。
- 協議会委員を対象として、魅力のある写真募集を行うことをご提案します。
- このような情報発信により、協議会・荒川太郎右衛門地区への関心を呼び込み、組織作りへつなげていくことを意図しています。

例)

変更あり

これから

- 傍聴者・HP用

「地区全体」の確認種リストの一部として、「確認された」という情報のみを公開します。

科名	種名	学名	目標種	外来種	重要種	
カイツブリ	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>				
	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>				
	サギ	ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>			
		アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>			県(全県DD(繁殖鳥))
カモ	マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>				
	マルガモ*	-				
	キンクロハジロ	<i>Arthya fuligula</i>				
	ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>				
タカ	ミコアイサ	<i>Mergus albellus</i>				
	トビ	<i>Milvus migrans</i>			県(全県DD(繁殖鳥))	
	オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	○		保護法国内、環NT、県(荒川以西VU(繁殖鳥)・NT2(越冬鳥)、全県VU(繁殖鳥・越冬鳥))	
	ツミ	<i>Accipiter gularis</i>	○		県(荒川以西・全県NT2(繁殖鳥))	
	ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>			環NT、県(全県DD(繁殖鳥)、荒川以西VU(越冬鳥)、全県NT2(越冬鳥))	
	ノスリ	<i>Buteo buteo</i>			県(全県NT2(繁殖鳥・越冬鳥))	
	サンバ	<i>Butastur indicus</i>	○		環VU、県(荒川以西CR(繁殖鳥)、全県EN(繁殖鳥))	
ハヤブサ	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>	○		県(荒川以西・全県NT2(繁殖鳥))	

※この表はイメージです。

猛禽類は繁殖等の情報が得られても、これらは非公開とする方針を提案します。

「猛禽類」の繁殖情報の取り扱い

- 重要種として「いる・いない」の情報はリストとして公開されますが、繁殖情報が今後収集された場合については、以下の理由により、「繁殖成否」を含めた全ての情報を非公開とする方針を提案します。
 - ・希少猛禽類については、幼鳥が密猟される危険や、多数の撮影者が集まって繁殖妨害に至る危険が想定されます。
 - ・位置を示さずとも「繁殖している」等の情報が外部に出れば、航空写真等から巣の位置を類推される可能性があり、密猟や撮影による繁殖妨害の危険性が高まります。

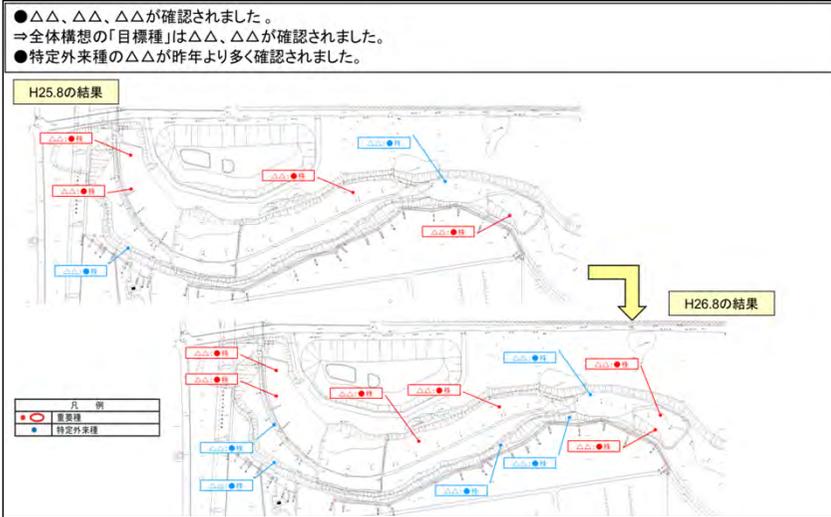
3. データの公開方法の細部の方針（案）

2) 整備地 : 確認種情報の例

現行

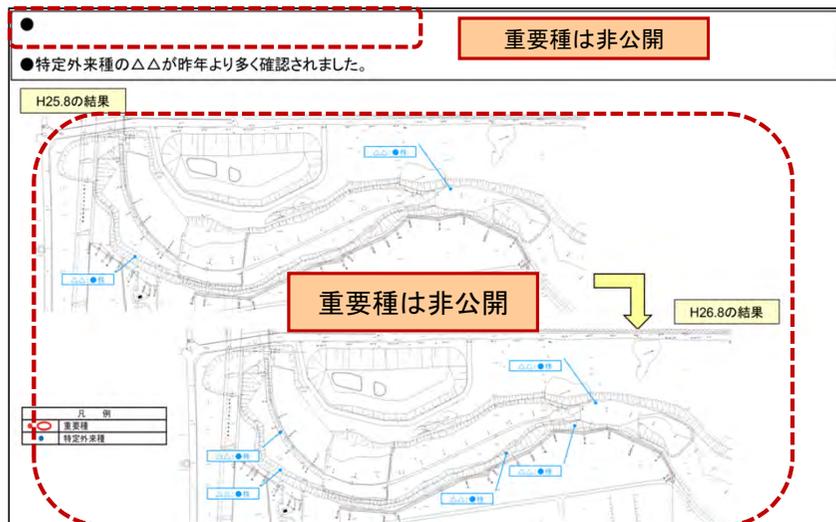
生態系モニタリング
専門委員

重要種を含む全ての種の名称、確認位置を表示しています。



● 協議会一般委員

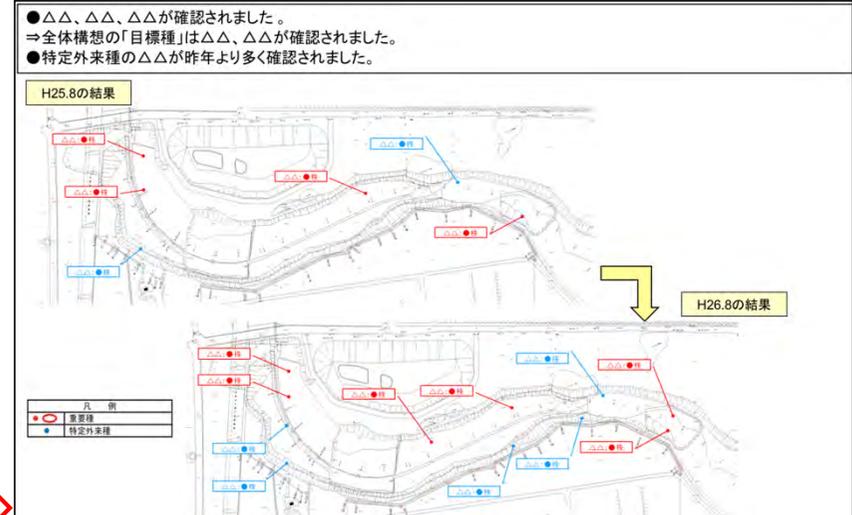
コメントおよび図で重要種が含まれる部分を非表示としています。



これから

● 生態系モニタリング
専門委員
● 協議会一般委員

重要種を含む全ての種の名称、確認位置を表示します。



変更なし

変更あり

2. データの公開方法の細部の方針（案）

2) 整備地 : 確認種情報の例

現行

- 傍聴者・HP用

コメントおよび図で重要種が含まれる部分を非表示としています。

変更なし

これから

- 傍聴者・HP用

現行同様、コメントおよび図で重要種が含まれる部分を非表示としています。

<要協議事項> 重要種ではない種の位置情報の取り扱い

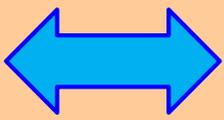
- たとえば特定外来種の「オオカワヂシャ」が分布するという情報を表示すると、重要種の「カワヂシャ」が同所的に分布する可能性が高いことが類推されてしまいます。
- 現在は重要種ではなくても、将来においてレッドリストの改訂の際に「重要種」になる可能性があります。（これまでの資料では、特定外来種以外の重要種ではない種に関する位置の図示例はありません。）

傍聴者・HP用 上池旧流路整備地の例

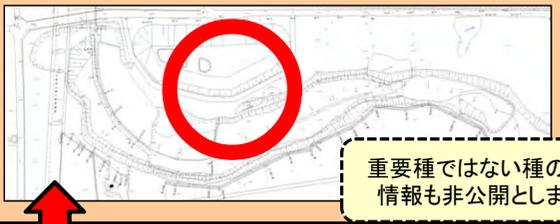
これまで同様に重要種ではない種は公開
（※これまで、図示した例は特定外来種のみ）



重要種ではない種を表示しても、その種に類似する生態を持つ重要種が付近に存在する可能性が類推されてしまう危険があります。
（この例では、オオカワヂシャの近くに重要種カワヂシャが存在する可能性が高いことが類推されます。）



これからは重要種ではない種も非公開



重要種ではない種の位置情報も非公開とします。

重要種ではない種も位置情報は非公開とする方針を提案します。

2. データの公開方法の細部の方針（案）

①「ミドリシジミ調査」の情報の取り扱いについて

- 現在、「下池ハンノキ移植地」で「ミドリシジミ調査」を実施していること、およびその結果を報告・公開しています。今回のルールを適用する場合、この継続の是非について議論が必要です。
- 重要種ミドリシジミの位置に関わる情報が明示されていますが、以下の理由により**変更しない方針を提案**します。
 - すでに情報の公開を継続しています。また、近傍の三ツ又沼ビオトープでも同様です。（そのことによる問題は確認されていません）

- 生態系モニタリング専門委員
- 協議会一般委員
- 傍聴者・HP用

ミドリシジミの調査情報は引き続き公開する方針を提案します。

現行

ミドリシジミの調査を実施していること、その結果のいずれについても表示しています。

区分	場所	テーマ	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
太郎右衛門地区全体の調査	旧流路・全域	水位・地下水位													連続観測	
	旧流路	水質	●		●		●		●		●		●		6回調査	
	全域	「特定の場所」の調査	◎	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		●5月・10月：植物調査（全域の植物相調査の位置づけを兼ねる） ◎毎月：写真撮影 *詳細は次ページ
		魚類					●									8月：多くの生息種が確認できる時期（前回H23と同じ）
自然再生事業の実施計画に関わる調査	上池旧流路（保全範囲）	植物（植物相）		●			●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：オナモミ夏季の確認適期	
		底生動物					●								8月：多くの生息種が確認できる時期（前回H23と同じ）	
	上池旧流路整備地	植物（植物相）		●			●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：オナモミ夏季の確認適期	
		植物（植生図）						●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：全般的な水生・湿生植物の確認適期
	上池旧流路整備地	群落組成							●							夏～秋季：代表的な群落が発立する時期
		鳥類			●											6月：繁殖期
	上池旧流路整備地	魚類		●												5月：コイ科魚種の産卵期（5月に水面が干れば、水面形成後に適宜実施）
		両生類												●		2月：ニホンアカガエルの産卵期
	上池モトクロス場跡地整備地	植物（植物相）		●			●									5月：エキサイゼリの確認適期 8月：全般的な水生・湿生植物の確認適期
		植物（植生図）						●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：全般的な水生・湿生植物の確認適期
群落組成								●							夏～秋季：代表的な群落が発立する時期	
鳥類				●											6月：繁殖期	
ハンノキ育成試験地	植物（植物相）												●		2月：ニホンアカガエルの産卵期	
	植物（植生図）													●	7月：ミドリシジミの確認適期	
下池ハンノキ移植地	植物（植物相）													○	6月：生育初期 11月：生育末期 試験地は群落高さのみ計測	
	植物（植生図）													○		

●調査日 平成26年7月2日
●調査時間 17時00分～17時45分
●協議会委員3名と埼玉大学生3名の参加により調査を実施しました。
●「ハンノキ育成試験箇所②」で7個体、「ハンノキ移植地」で16個体が確認されました。

【確認状況】

場所	H24	H25	H26
試験箇所②	3	5	7
ハンノキ移植地	0	3	16

調査実施状況 

ハンノキ移植地の確認個体 

これから

区分	場所	テーマ	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
太郎右衛門地区全体の調査	旧流路・全域	水位・地下水位													連続観測	
	旧流路	水質	●		●		●		●		●		●		6回調査	
	全域	「特定の場所」の調査	◎	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		●5月・10月：植物調査（全域の植物相調査の位置づけを兼ねる） ◎毎月：写真撮影 *詳細は次ページ
		魚類					●									8月：多くの生息種が確認できる時期（前回H23と同じ）
自然再生事業の実施計画に関わる調査	上池旧流路（保全範囲）	植物（植物相）		●			●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：オナモミ夏季の確認適期	
		底生動物					●									8月：多くの生息種が確認できる時期（前回H23と同じ）
	上池旧流路整備地	植物（植物相）		●			●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：オナモミ夏季の確認適期	
		植物（植生図）						●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：全般的な水生・湿生植物の確認適期
	上池旧流路整備地	群落組成							●							夏～秋季：代表的な群落が発立する時期
		鳥類			●											6月：繁殖期
	上池旧流路整備地	魚類		●												5月：コイ科魚種の産卵期（5月に水面が干れば、水面形成後に適宜実施）
		両生類												●		2月：ニホンアカガエルの産卵期
	上池モトクロス場跡地整備地	植物（植物相）		●			●									5月：エキサイゼリの確認適期 8月：全般的な水生・湿生植物の確認適期
		植物（植生図）						●								5月：エキサイゼリの確認適期 8月：全般的な水生・湿生植物の確認適期
群落組成								●							夏～秋季：代表的な群落が発立する時期	
鳥類				●											6月：繁殖期	
ハンノキ育成試験地	植物（植物相）												●		2月：ニホンアカガエルの産卵期	
	植物（植生図）													●	7月：ミドリシジミの確認適期	
下池ハンノキ移植地	植物（植物相）													○	6月：生育初期 11月：生育末期 試験地は群落高さのみ計測	
	植物（植生図）													○		

●調査日 平成26年7月2日
●調査時間 17時00分～17時45分
●協議会委員3名と埼玉大学生3名の参加により調査を実施しました。
●「ハンノキ育成試験箇所②」で7個体、「ハンノキ移植地」で16個体が確認されました。

【確認状況】

場所	H24	H25	H26
試験箇所②	3	5	7
ハンノキ移植地	0	3	16

調査実施状況 

ハンノキ移植地の確認個体 

変更なし

2. データの公開方法の細部の方針（案）

②現在の「全体構想」と「実施計画」の表現について

- 現在の「全体構想」には過去に確認された重要種が「上池・中池・下池」で位置を区別して表示されています。また、「実施計画」にはエキサイゼリとオナモミの分布位置が表示されています。今回のルールを適用する場合、それぞれの改訂の必要性について議論が必要です。
- 重要種の位置に関わる情報が明示されていますが、以下の理由により改訂しない方針を提案します。
 - 全体構想については、位置情報が「上池」「中池」「下池」の大きな3区分であること、最新でも2005年と9年前であり情報が古いことから、この情報により位置が特定される危険性は低いと考えられます。
 - 実施計画については、工事する場所と保全する場所を分ける根拠となっている情報であることから、ここに重要種があることを明示する必要が考えられます。また、エキサイゼリとオナモミは販売等で人気がある種ではなく、地形的にも侵入しづらく、人目にも触れやすい場所であることから、盗掘の危険性は低いと考えられます。

全体構想 P16

表1-4 太右衛門自然再生地で確認された希少種

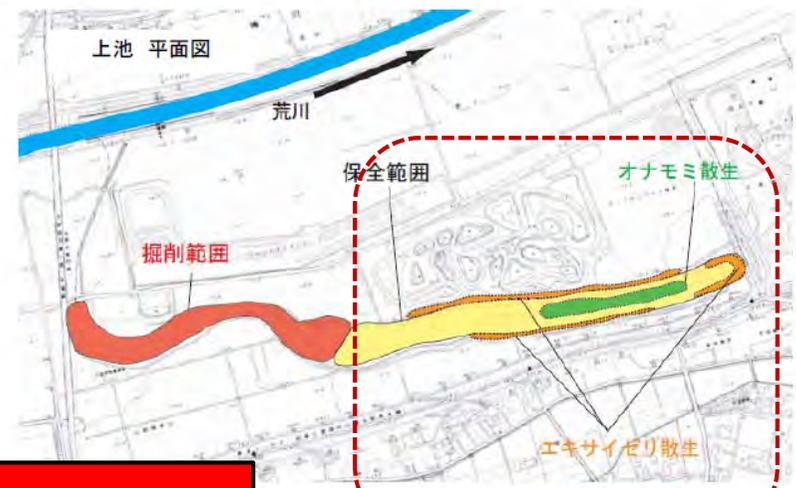
類	科	種※1	NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5				
				環境省 RDB※2	埼玉県 RDB※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池		
哺乳類	ネズミ科	ホンシュウジネズミ	1		NT2		●			●	●	●	河川、水辺、林縁のヤブ等
		ホンドカヤネズミ	2		NT1, 2				●	●	●	●	ヨシ、オキなどに球果を食物とする植物が多く、隠
	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	3		NT2				●	●	●	樹林地から田畑及び住宅	
	イヌ科	ホンドタヌキ	4		NT2	●			●	●	●	●	農耕地や森林、原野、集落
		ホンドキツネ	5		VU	●	●		●	●	●	●	森林や灌木林に生息し、夏
イタチ科	ニホンアナグマ	6		EX	●							夏鳥として渡来し、湿地で	
鳥類	サギ科	ヨシゴイ	7		VU				●	●	●	アマツなど大木に営巣し	
	タカ科	オオタカ	8	VU	VU(NT2)				●	●	●	●	低地から山地の樹林地に
		ツミ	9		NT2					●	●	●	山地で繁殖し、冬、河川敷
		ノスリ	10		(VU)					●	●	●	クマギなどの大木に営巣し
		サシバ	11		CR								川沿いの岩壁等に営巣し、
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	12		NT2					●	●	川沿いの岩壁等に営巣し、	
	キジ科	ウズラ	13	DD	EN(VU)							●	乾燥草原地に生息する。
	クイナ科	クイナ	14		(VU)		●			●	●	●	河岸や池沼のヨシ原や湿地
		ヒクイナ	15		CR		●			●	●	●	冬鳥として渡来し、越冬す
	バン	オオバン	16		VU					●	●	●	開放水面を餌場とする。
		オオバン	17		CR					●	●	●	広い湿地植物帯で繁殖す
チドリ科	タゲリ	18		(NT2)								冬鳥として渡来し、水田等	
タマシギ科	タマシギ	19		CR(EN)		●	●		●	●	●	広い水田地帯で繁殖・越冬	
フクロウ科	コミズク	20		(VU)					●	●	●	生態系上位種としてま	
	アオバズク	21		VU					●	●	●	平地、山地の大木に営巣し	
カワセミ科	カワセミ	22		NT2					●	●	●	開放水面を餌場とする。	
ツグミ科	ルリビタキ	23		(NT2)					●	●	●	樹林地に生息する。	

実施計画 P14

①旧流路の保全・再生

旧流路（上池・中池・下池）の保全・再生を目的に、開放水面の創出を図る。
中池・下池については既に開放水面があることから、環境の改変は行わないこととし、モニタリングを行いながら保全を行っていく。

上池の開放水面の創出においては、呑み口の切り下げ及び上流側で、地下水の湧水を期待し、河床堆積物の掘削を行う。なお、下流側では希少種（エキサイゼリ、オナモミ）が確認されていることから、これらの希少種を保全する観点から環境の改変は行わないように現状の保全を図る。



全体構想と実施計画に表示済みの情報は引き続き公開する方針を提案します。

2. データの公開方法の細部の方針（案）

③会議資料及びモニタリング結果の情報のHP掲載方法について

- 現在、荒川上流河川事務所のHPでは協議会の会議に関する情報と、定点撮影等のモニタリング情報を公開しています。
- 今回の、合意されたルールに基づき、今後のHPの掲載方法は以下のとおりとします。
 - ・協議会に配布した資料のうち、傍聴者に配布した資料のみをHPで公開します。
 - ・生態系モニタリング専門委員会のモニタリング結果の資料は、合意された公開ルールに基づいた資料をHPの「その他」の下に新たに項目を設けて公開します。
公開する内容は、合意されたルールに基づいて「公開可となった「確認種リスト」と「植生図」」です。

公開可となる確認種リストと植生図を荒川上流河川事務所のHPに掲載する方針を提案します。

現行

これから

生態系モニタリング専門委員会は非公開となっているため、これまで通り資料の公開はしません。

新たに項目を設けて、「モニタリング結果」として、
●確認種リスト
●植生図
を掲載することを提案します。

3. データの公開方法の提案まとめ

●データの公開方法の提案をまとめると以下のようになります。

<データの公開方法（案）>

区分	公開する	公開しない
確認種 リスト	<ul style="list-style-type: none"> 「地区全体」での確認情報 目標種への該当状況 重要種のランク 経年的な確認情報 	<ul style="list-style-type: none"> 「地区全体」より詳細なスケールでの確認情報（確認された場所がわかる情報）…注①
植生図	<ul style="list-style-type: none"> 「地区全体」での植生図…注② 	<ul style="list-style-type: none"> 「整備地」や「特定の場所」等の管理上重要な場所で「地区全体」より詳細なスケールの植生図…注②
希少 猛禽類	<ul style="list-style-type: none"> 「地区全体」での確認種（※確認種リストの一部） 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖等に関わる情報…注③
その他	<ul style="list-style-type: none"> これまですでに公開しているもの…注④ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ミドリシジミ調査」の実施状況 ➢ 全体構想および実施計画書の内容の一部 	—

【注意事項】

- ①重要種ではない確認種についても、位置情報を示すと同様の場所に生育・生息する重要種の位置情報の類推につながる危険があるほか、将来重要種にリストアップされる可能性もあるため、非公開とします。
- ②「地区全体」の植生図は重要種の群落を一部含みますが、最新の図における重要種は盗掘の危険性が低い種であること、植生図は地区の環境を理解しやすい資料であることを踏まえ、公開することとします。今後、取り扱いが要注意となる種の群落が確認された場合は、**生態系モニタリング専門委員会**で公開可否を再検討します。なお、「整備地」や「特定の場所」の植生図は群落がおよそ1m規模で細分されて示されることに加え（「地区全体」はおよそ5m規模）、管理上の重要な場所であることを踏まえ、非公開とします。
- ③希少猛禽類は、飛来しただけか当地で繁殖しているかの違いは、事業の効果を判断する重要な情報であるため、今後、詳しいデータが収集され議論の対象となる可能性があります。しかし、位置を示さないとしても「繁殖している」等の情報が外部に出れば、航空写真等から巣の位置を類推される可能性があり、密猟や撮影による繁殖妨害の危険性が高まります。このため、「繁殖している・していない」の情報も含めて、繁殖に関わる情報は非公開とします。
- ④すでに公開している情報には重要種の位置が含まれるものがありますが、これまで問題が起きていないことから、当面は公開を継続します。